

限度額適用認定証

高額療養費制度では請求された医療費の全額を患者様が窓口で支払い、後で自己負担限度額を超えた分が払い戻しされます（償還払い）。

入院された場合、医療費の負担が大きくなり経済的に大変です。「限度額適用認定証」を病院窓口に提示することにより、ひとつの医療機関ごとに入院費用の窓口負担額が法定自己負担限度額までとなります。

【社会保険】→加入されている各保険者にて申請 【国民保険】→お住まいの各市町村にて申請

70歳未満の方

医療費の自己負担限度額(同一月1ヵ月あたり) ※多数該当月の場合		
標準報酬月額 83 万円以上の方	ア	252,600 円+(総医療費-842,000 円)×1% ※【140,100 円】
標準報酬月額 53 万円以上の方	イ	167,400 円+(総医療費-558,000 円)×1% ※【93,000 円】
標準報酬月額 28 万円以上の方	ウ	80,100 円+(総医療費-267,000 円)×1% ※【44,400 円】
標準報酬月額 26 万円以下の方	エ	57,600 円 ※【44,400 円】
被保険者が市区町村民税の非課税者等	オ	35,400 円 ※【24,600 円】

提示が無い場合・・・給付割合に応じてのお支払いになります。

70歳以上の方 ※太枠の方のみ限度額適用認定証の申請が必要となります。

医療費の自己負担限度額(同一月1ヵ月あたり) ※多数該当月の場合		
標準報酬月額 83 万円以上	現役並みⅢ	252,600 円+(総医療費-842,000 円)×1% ※【140,100 円】
標準報酬月額 53 万円以上の方	現役並みⅡ	167,400 円+(総医療費-558,000 円)×1% ※【93,000 円】
標準報酬月額 28 万円以上の方	現役並みⅠ	80,100 円+(総医療費-267,000 円)×1% ※【44,400 円】
標準報酬月額 26 万円以下の方	一般	57,600 円 ※【44,400 円】
住民税非課税世帯	低所得Ⅱ	24,600 円
住民税非課税世帯 (年金収入 80 万円以下)	低所得Ⅰ	15,000 円

提示が無い場合・・・「現役並みⅠ・Ⅱ」の方→「現役並みⅢ」でのお支払いになります。

「低所得Ⅰ・Ⅱ」の方→「一般」でのお支払いになります。

※ご不明な点は1階入院会計窓口までお願い致します。